

ドイツ人材受入促進業務委託仕様書（企画提案用）

1 業務名

ドイツ人材受入促進業務

2 事業目的

あらゆる産業分野で人手不足が深刻化する中、外国人労働者は年々増加しており重要な労働力として期待が高まっている。その中でも、高度な知識や優れた技能を持ち、高付加価値を産み出す高度人材について、更なる獲得につなげていく必要があり、県としても取組を進めているところである。

本事業は、世界有数の先進工業国で山形県との親和性が高く、欧州の中でもGDP、人口、貿易総額等が最大規模であるドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」という。）の人材（高度人材又は学生）を県内企業で実証的に受け入れることにより、今後の高度外国人材の確保につなげていくことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 本事業の主な対象者

本事業の主な対象者は次のとおり。

(1) ドイツ人材（高度人材又は学生）の受入希望がある県内企業（以下「受入企業」という。）

- ・ 山形県内に就業可能な事業所を有し、次の条件を満たす企業
高度人材の場合：在留資格「技術・人文知識・国際業務」での受入ができる企業
学 生 の 場 合：在留資格「特定活動（告示9号）」での受入とし、「有償インターンシップ（※）」を実施できる企業
※最低賃金以上の報酬を参加者に給付する形式のインターンシップ

(2) ドイツから県内企業への就業を希望している者（以下「就業希望者」という。）

- ・ ドイツの高等教育機関（大学等）を卒業し、山形県での就業を希望している者。原則として、日本語能力試験（JLPT）N2以上に相当する日本語能力を有することを条件とする。

(3) ドイツから県内企業へのインターンシップに参加する者（以下「参加者」という。）

- ・ ドイツの高等教育機関（大学等）に在籍しており、山形県での就業に関心のある者。原則として、日本語能力試験（JLPT）N2以上に相当する日本語能力を有することを条件とする。

5 本事業で想定する受入人数、在留期間・在留資格

(1) 受入人数

- ・ 「3名程度」とし、応募状況や受入条件、在留資格の取得状況等を踏まえ、県と協議の上決定すること。

(2) 在留期間・在留資格

高度人材の場合：1年以上とし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」での就業を原則とする。

学 生 の 場 合：6か月以上1年を超えない期間とし、在留資格「特定活動（告示9号）」に基づく有償インターンシップでの受入を原則とする。

6 委託業務の内容

事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

(1) 受入企業並びに就業希望者及び参加者（以下「対象者」という。）の募集・選考

- ・ 山形県内において、受入企業の募集・選考を行うこと。なお、選考に当たっては、県と協議の上行うこと。
- ・ ドイツ国内において、対象者の募集を行い、対象者の日本語能力や適性等を適切に判断した上で選考を行うこと。

(2) 受入企業と対象者とのマッチング

- ・ 受入企業と対象者の双方が提示する条件をすり合わせて、マッチングを行うこと。

(3) 受入企業の伴走支援

- ・ 受入企業の受入準備や受入期間中の問題解決等に対して、伴走型で支援すること。

(4) 対象者の伴走支援

- ・ 対象者の渡航準備や受入期間中の問題解決等に対して、伴走型で支援すること。また、来日までに、日本における生活や文化などを紹介するとともに、山形県内における生活や就業に関する事前のオリエンテーションを行うなど、就業がスムーズに進むよう努めること。

(5) 問合せ・相談対応

- ・ 受入企業や対象者が利用できる窓口を設置し、準備期間や受入期間等に問合せ・相談があった場合には、迅速かつ適切に対応すること。

(6) 受入期間中の状況の把握及び報告

- ・ 受入期間中の状況を、受入企業や対象者から定期的にヒアリングするなどして、進捗状況を適切に把握しておくこと。
- ・ 把握した情報は適時適切に県に報告すること。

(7) 独自提案に係る業務

- ・ その他、本委託事業の目的達成のために効果的と考えられる独自の取組がある場合は、県と協議のうえ実施すること。

8 業務完了報告書等の作成

- (1) 委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書（様式任意）を作成し、令和9年3月19日（金）までに提出すること。なお、完了報告書には、実施した業務内容のほか、成果に関する分析・評価、課題、次年度に向けた改善点等を記載すること。
- (2) 上記（1）のほか、発注者が求めた場合には、受注者は業務の進捗状況等に関する資料等を提供しなければならない。
- (3) 上記（1）及び（2）の報告等に要する費用については、受注者の負担とする。

9 成果品等の帰属

この委託業務の成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。

10 その他

- (1) 本委託業務の開始時に、本委託業務の責任者及び業務を実施する者全員の名前や担当名等を記載した体制図を発注者に提出すること。
- (2) 本委託業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本委託業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託業務の一部の再委託について書面により発注者の承認を得た場合、又は発注者が軽微なものとして判断した業務の一部を再委託する場合は、この限りでない。
- (4) 必要となる備品（消耗品を除く）の調達については、リースやレンタルで対応すること。
- (5) 受注者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 本事業は「地域未来交付金」を活用した事業であるため、当該委託事業についての帳簿を備え、他の経理と区別して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- (7) 本事業に係る関係書類は、本事業終了後5年間保存すること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、関係国の関連法令を遵守するとともに、委託契約締結前までに必要な資格を有すること。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議をして定めるものとする。